

データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会(第1回)

母子保健分野の データヘルスの動向と現状

令和元年10月30日

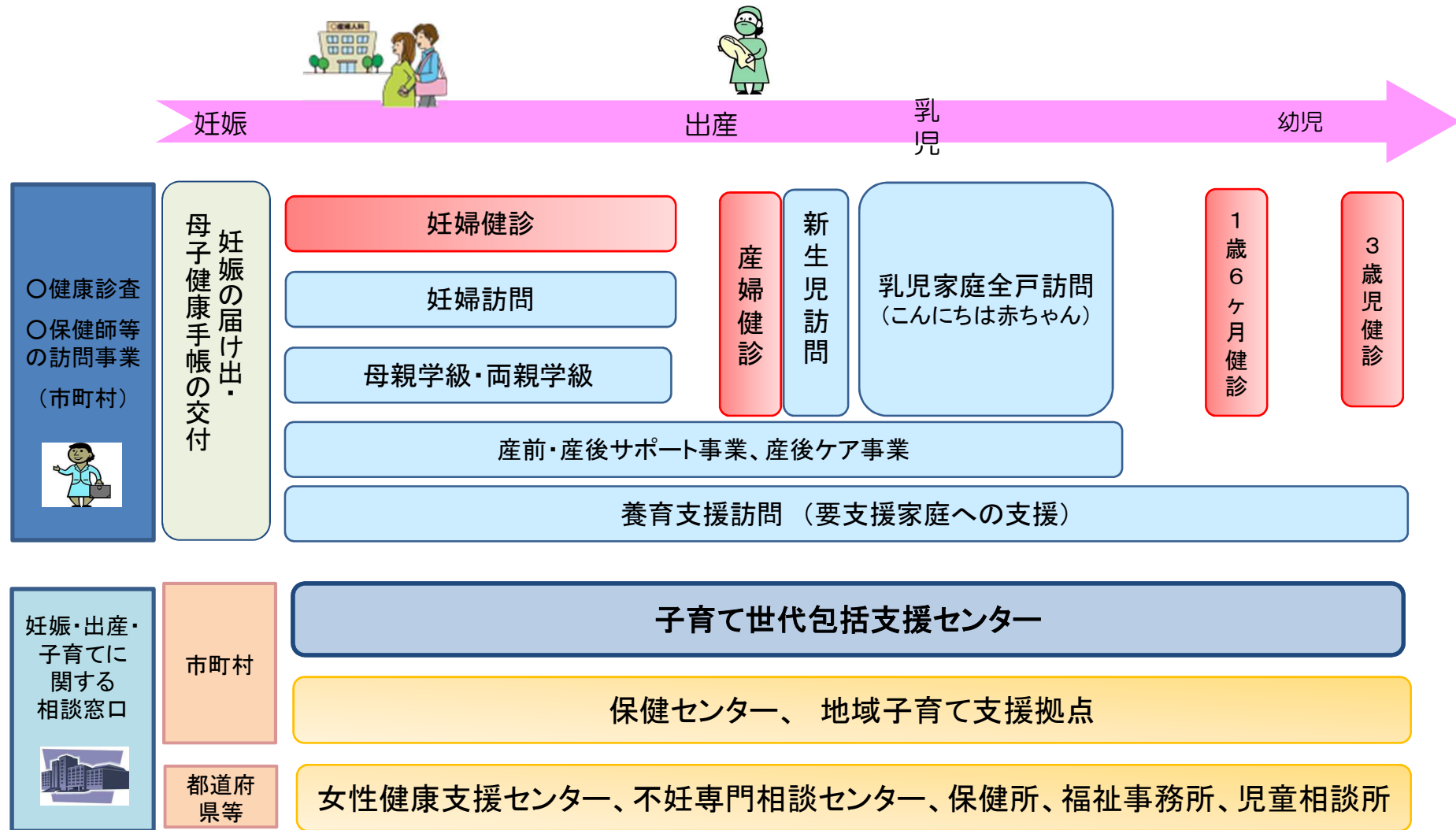
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

本日の流れ

1. 母子保健分野の取組(概要)
2. 厚生労働省におけるデータヘルスの動向
3. 母子保健分野におけるデータヘルスの動き
 - 3-1. 検討会
 - 3-2. 母子保健法等の改正
 - 3-3. データ標準レイアウトの策定
4. 今後のスケジュール

1. 母子保健分野の取組(概要)

妊娠・出産等に係る支援体制の概要



※妊婦健診費用については、全市町村において14回分を公費助成。
また、出産費用については、医療保険から出産育児一時金として原則42万円を支給。



妊婦健康診査について

根 拠

- 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成28年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、1,739の市区町村で実施(1,741市区町村中)

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根 拠 (母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

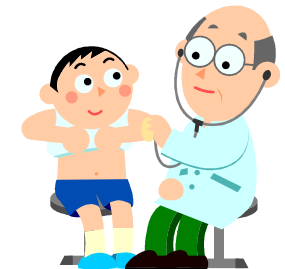
○ 受診人数(受診率) 978,831人(96.2%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 984,233人(95.2%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成29年度)による。

妊産婦及び乳幼児に実施する健康診査等の情報管理に関する 全国アンケート調査概要

調査手法：

- 郵送による自記式アンケート調査

調査時期：

- 発送：2017年11月初旬 *到着日は自治体によって異なる
- 締め切り：2017年12月1日 * 12月15日到着分まで集計には含めた

対象自治体および回答依頼者：

- 全国1,741市区町村
- 母子保健主管部（局）妊産婦健診及び乳幼児健診 担当者

回収状況：

送付数	回収数	回収率
1,741	1,209	69.4%

*1,209サンプルのうち、人口規模など重要な情報が抜けていた回答が2件
→1,207サンプルを有効回答とした

1. 母子保健に関する情報管理状況 まとめ

情報管理システムの導入

- 人口規模が大きな自治体を中心に情報管理システムの導入が進む(86.8%)
- データの入力方法は、自治体職員による入力主流(導入している自治体の87.6%)だが、**外部委託(同じく11.9%)**や**健診現場での直接入力(同じく8.5%)**も。

乳幼児健診情報の電子データ化

- **受診状況や結果総合判定、予防接種状況、歯科診察所見**などの電子データ化が進む(8割程度)一方で、**医師診察所見の個別項目(5~6割)**や**問診票(5割強)**、**家庭環境(3割)**などの背景情報、**精密検査結果(5割)**・**事後措置後の状況(3割強)**などのフォローアップに関する情報については十分とは言えないと考えられる。

妊産婦健診情報の電子データ化

- **妊娠届け(9割)**や**妊婦健診の受診状況(7割強)**は電子データで管理されているが、妊婦健診の**各検査項目の結果(3~4割)**や**妊娠届け時のアンケート内容(5割)**については、データ管理されている率は低い。
 - ✓ 妊婦健診の検査項目については、そもそも**結果を含めて把握している自治体が5~6割**。自治体規模が大きいほど結果の把握率が低いのが特徴

乳幼児健診情報と妊産婦に関するデータ(妊娠届出時に把握した情報等)との連結

- 母子の情報を連結しているとの回答が**5割**(但し、集団としての分析に耐えるデータはもう少し少ないと思われる)

2. 厚生労働省におけるデータヘルスの動向

データヘルス改革の8つのサービスとその先の未来

- 2020年度までに、データヘルス改革の基盤を構築した上で、8つのサービス提供を目指している。
- その先、2021年度以降に目指すべき未来に向けて、取組を進める。

2020年度の提供を目指してきた8つのサービス

がんゲノム

がんゲノム医療提供体制の整備と、パネル検査に基づく適切な治療等の提供やがんゲノム情報の集約

AI

重点6領域を中心としたAI開発基盤の整備と、AIの社会実装に向けた取組

乳幼児期・学童期の健康情報

乳幼児健診等の電子化情報の市町村間引き継ぎとマイナポータルによる本人への提供

保健医療記録共有

全国的な保健医療記録共有サービスの運用により、複数の医療機関等間で患者情報等を共有

救急時医療情報共有

医療的ケア児等の救急時の医療情報共有により、搬送先医療機関で適切な医療が受けられる体制の整備

データヘルス分析

NDB、介護DB等の連結解析と幅広い主体による公益目的での分析

科学的介護データ提供

科学的に効果が裏付けられた介護を実現するため、分析に必要なデータを収集するデータベースの構築

PHR・健康スコアリング

自社の従業員等の健康状態や医療費等が「見える化」され、企業・保険者の予防・健康作りに活用

2021年度以降に目指す未来

ゲノム医療・AI活用の推進

- 全ゲノム情報等を活用したがんや難病の原因究明、新たな診断・治療法等の開発、個人に最適化された患者本位の医療の提供
- AIを用いた保健医療サービスの高度化・現場の負担軽減

自身のデータを日常生活改善等につなげるPHRの推進

- 国民が健康・医療等情報をスマホ等で閲覧
- 自らの健康管理や予防等に容易に役立てることが可能に

医療・介護現場の情報利活用の推進

- 医療・介護現場において、患者等の過去の医療等情報を適切に確認
- より質の高いサービス提供が可能に

データベースの効果的な利活用の推進

- 保健医療に関するビッグデータの利活用
- 民間企業・研究者による研究の活性化、患者の状態に応じた治療の提供等、幅広い主体がメリットを享受

※ データヘルス改革の基盤となる被保険者番号の個人単位化や、オンライン資格確認システムの導入についても、これまでの工程表に則って着実に進める。

※ 審査支払機関改革については、「支払基金業務効率化・高度化計画 工程表」等に則って着実に進める。

3－1. データヘルス時代の母子保健情報の 利活用に関する検討会

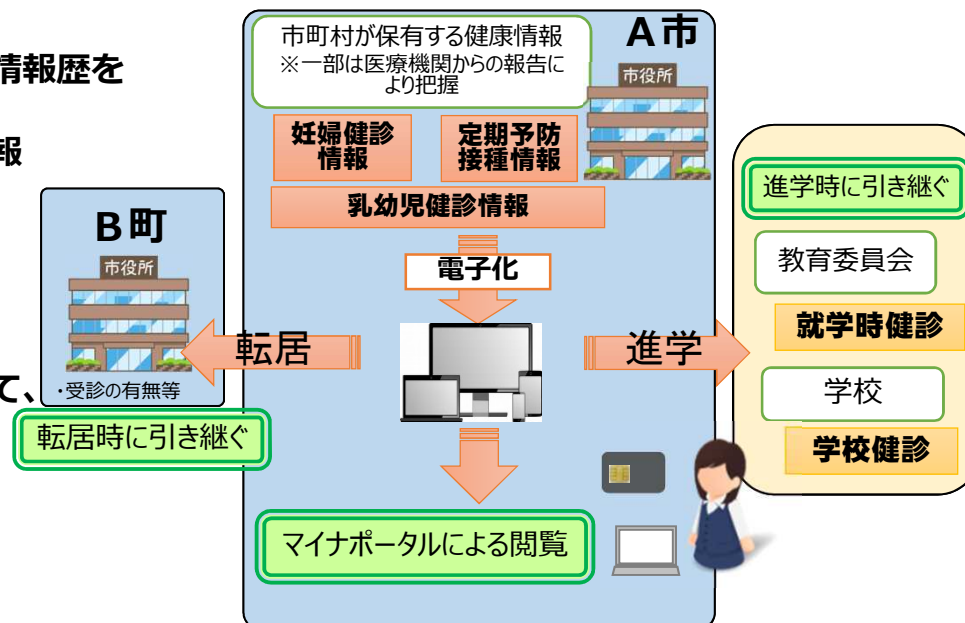
子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し 引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス

【このサービスで目指すこと】

- 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築
- 個人情報に配慮しつつ関係機関間での適切な健診情報の引き継ぎ
- ビッグ・データとして活用

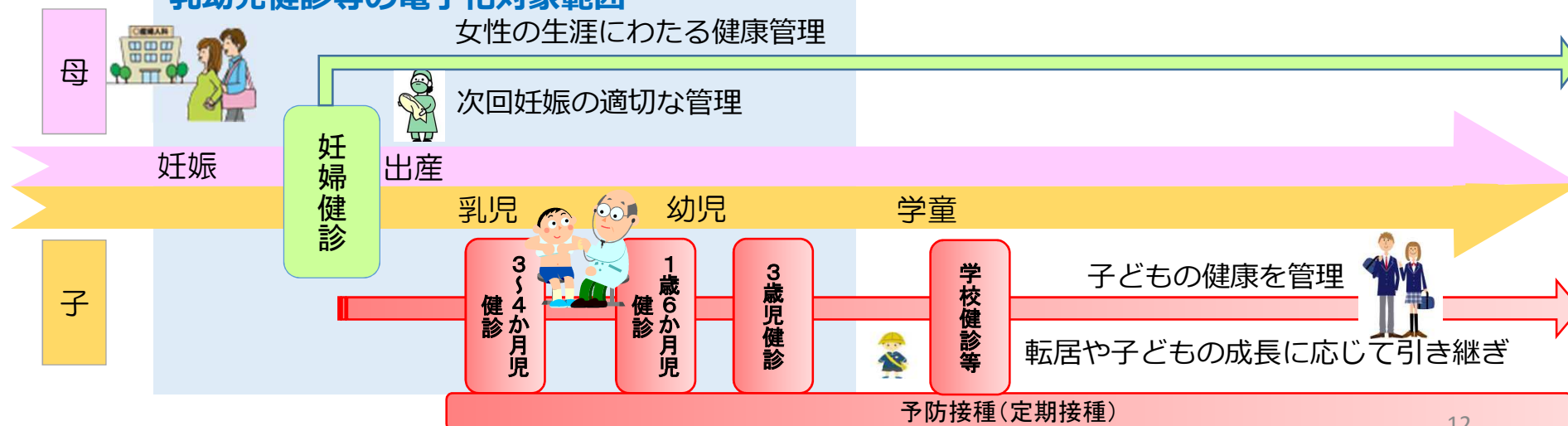
【2020年度に実現できること】

- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを構築する。
- マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。



乳幼児健診等の電子化対象範囲

女性の生涯にわたる健康管理



データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会

【経緯・目的】

- 本格的なICT時代の到来を迎えるにあたり、ICT基盤の整備やビッグデータの利活用等を通じて、保健医療分野における健康情報の管理・利活用等を推進していくことが求められている。
- 2017年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」が設置され、2018年1月に「乳幼児期・学童期の健康情報の連携」を検討するプロジェクトチームが追加された。生涯にわたる健康等の情報を本人が経年的に把握できる仕組み（PHR:Personal Health Record）の実現に資するため、子ども時代に受ける健診情報等と学校保健情報を一元的に確認できる仕組み等の実現を目指す。
- まずは、母子保健における行政情報である乳幼児健診の記録等のうち電子的に記録すべき様式の策定等をするため、2018年4月に本検討会を設置。

【検討会の開催状況】

第1回（平成30年4月25日）

- 座長の選出について
- 検討会における検討事項について
- 市町村が電子的に記録する情報について

第2回（平成30年5月7日）

- 市町村が電子的に記録する情報について

第3回（平成30年5月24日）

- 委員の変更について
- 乳幼児健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 妊婦健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 学校保健との連携について

第4回（平成30年6月8日）

- 乳幼児健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 妊婦健診における市町村が電子的に記録する情報について
- 電子的記録の管理・活用や連携のありかたについて
- 中間まとめ骨子（案）について

第5回（平成30年6月29日）

- 委員の変更について
- 中間報告書（案）について

【検討会委員】

井上 裕之	保健医療情報システム工業会(JAHIS) 保健福祉システム部会健康支援システム委員会副委員長
今村 知明	奈良県立医科大学公衆衛生学講座 教授
岩田 太	上智大学法学部 教授
大森 美恵子	全国保健師長会 常任理事（第2回まで）
鎌田 久美子	公益社団法人日本看護協会 常任理事（第5回から）
木内 恵美	全国保健師長会 健やか親子特別委員会委員（第3回から）
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
曽根 智史	国立保健医療科学院 次長
高野 直久	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
多賀 佳子	公益社団法人日本助産師会 常任理事
中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事（第4回まで）

平岩 幹男	公益社団法人日本小児保健協会 副会長
光田 信明	公益社団法人日本産科婦人科学会 委員
宮崎 亮一郎	公益社団法人日本産婦人科医会 常務理事
森 臨太郎	公益社団法人日本小児医療保健協議会 疾病登録と保健・医療情報の電子化に関する委員会委員
◎山縣 然太朗	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
温泉川 梅代	公益社団法人日本医師会 常任理事
弓倉 整	公益財団法人日本学校保健会 専務理事
吉井 由美子	高松市役所健康福祉局保健センター 主幹
渡邊 洋子	全国保健所長会
(◎ 座長)	

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府方針

乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。
(経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定)

PHR (Personal Health Record) について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**
(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報



標準的な電子的記録様式

最低限電子化すべき情報

	概要	例
標準的な電子的記録様式	本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	・ 疾病及び異常の診察所見 ・ 新生児聴覚検査に関する情報 ・ 風疹抗体検査に関する情報
最低限電子化すべき情報 ※妊婦健診は対象外	転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	・ 各健診時における受診の有無 ・ 診察所見の判定に関する情報

2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携



(背景) ・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている
・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている

- 生涯を通じたPHR制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・ 電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について など

標準的な電子的記録様式の項目一覧

※ 赤字は市町村が必ず電子化する項目
(最低限電子化すべき項目)

妊婦健診		乳幼児健診			
○各回の妊婦健康診査において実施する事項 ・診察月日 ・妊娠週数 ・体重 ・妊娠前の体重 ・最終健診時体重・身長 ・妊娠高血圧症候群 ・妊娠糖尿病 ○必要に応じた医学的検査の結果 ・血液型等の検査 ・ABO血液型 ・Rh血液型 ・不規則抗体 ・B型肝炎抗原検査 ・C型肝炎抗体検査 ・風疹抗体 ・血算検査 ・ヘモグロビン ・ヘマトクリット ・血小板 ・HTLV-1抗体検査 ・子宮頸がん検診 ○妊娠中と産後の歯の状態 ・初回診査 ・妊娠（週数） ・要治療のむし歯 ・（ありの場合の本数） ・歯石 ・歯肉の炎症 ○出産の状態 ・妊娠期間 ・娩出日時 ・分娩経過 ・分娩方法 ・分娩所要時間 ・出血量 ・出血量 ・輸血（血液製剤を含む）の有無 ○出産時の児の状態 ・性別 ・数 ・体重 ・身長		基本情報	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
		各共通項目			
		・健診受診日	・健診受診時月齢	・胸囲（3歳児健診は除く）	・頭囲
		・身長	・体重		
		(出生時の身体計測値含む)			
		＜妊娠及び分娩歴＞		診察所見	
		・妊娠中の特記事項	・判定	・身体的発育状況	・精神発達
		・妊娠高血圧症候群	・身体的発育状況	・運動機能	・神経系・感覚器系
		・尿蛋白	・血液系	・循環器系	・呼吸器系
		・尿糖	・消化器系	・泌尿生殖器系	・先天性の身体的特徴
・高血圧／浮腫	・けいれん	・熱性けいれん	・熱性けいれん		
・貧血	・股関節	・視覚			
・糖尿病	・股関節開排制限	・聴覚			
・多胎妊娠	・代謝系				
・分娩時の特記事項			＜検尿＞		
・帝王切開術			・蛋白		
・骨盤位			・糖		
・在胎週数			・潜血		
・出生時の特記事項			＜眼科所見＞		
・新生児期の特記事項			・判定		
・栄養方法			・視力（両目・右眼・左眼）		
・先天性代謝異常等検査			＜耳鼻咽喉科所見＞		
・新生児聴覚検査			・判定		
・初回検査			・聴力（難聴）（右・左）		
・再検結果					
・精密検査					
＜発達＞		歯科所見			
・笑う		・判定			
・追視		・むし歯の状態	・未処置のむし歯		
・定頸		・歯肉・粘膜	・処置済のむし歯		
・人の声のする方に向く		・かみ合わせ			
・おもちゃをつかむ					
・お座り		育児環境等			
・発語		・栄養			
・ひとり歩き	・栄養法	・母乳	・離乳		
・二語文					
			精密健康診査		
			・（健康診査依頼）日付		
			・（精密検査受診）日付		
			・所見又は今後の処置		

3－2. 母子保健法等の改正

デジタル手続法案における母子保健分野の改正事項について

1. 概要

◆情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する共通事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

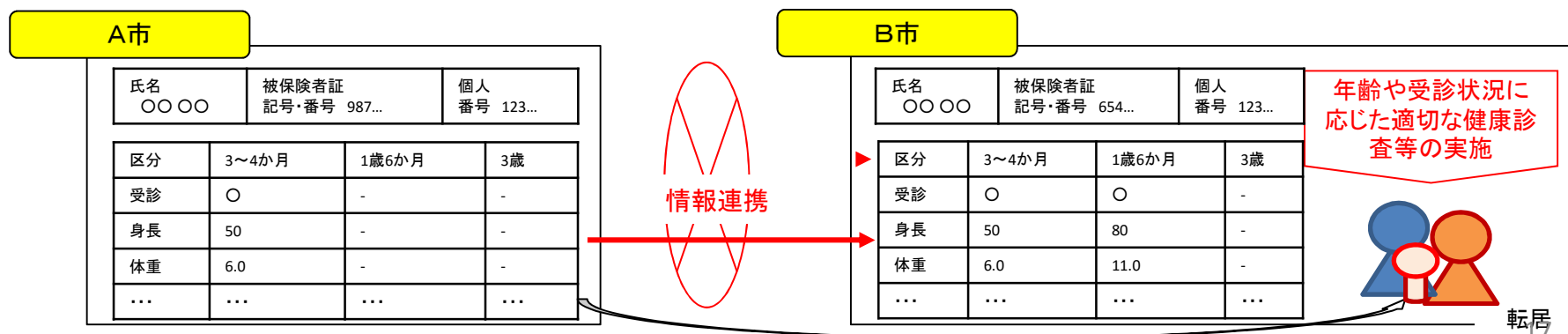
⇒デジタル手続法(「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号))が令和元年5月24日に成立、同月31日公布。(内閣官房取りまとめ)

◆本法律においては、母子保健分野についても、乳幼児健診の情報(受診の有無等)について、転居に際して転居先市町村に電子的に引き継げるよう、必要な措置を講じた。

⇒母子保健法(昭和40年法律第141号)及びマイナンバー法(平成25年法律第27号)の改正。
母子保健法施行規則の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第7号)とともに、令和元年5月31日施行。

2. 具体的改正内容

健診対象者が転居した場合でも、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な健診等の実施に資するよう、①乳幼児健診の情報(受診の有無等)をマイナンバー法の情報連携の対象とするとともに、②市町村が、健診対象者が過去に居住していた市町村に対し、乳幼児健診の情報(受診の有無等)の提供を求めることができる旨の規定を母子保健法上に新たに設ける。



3-3. データ標準レイアウトの策定

データ標準レイアウト(一部抜粋)

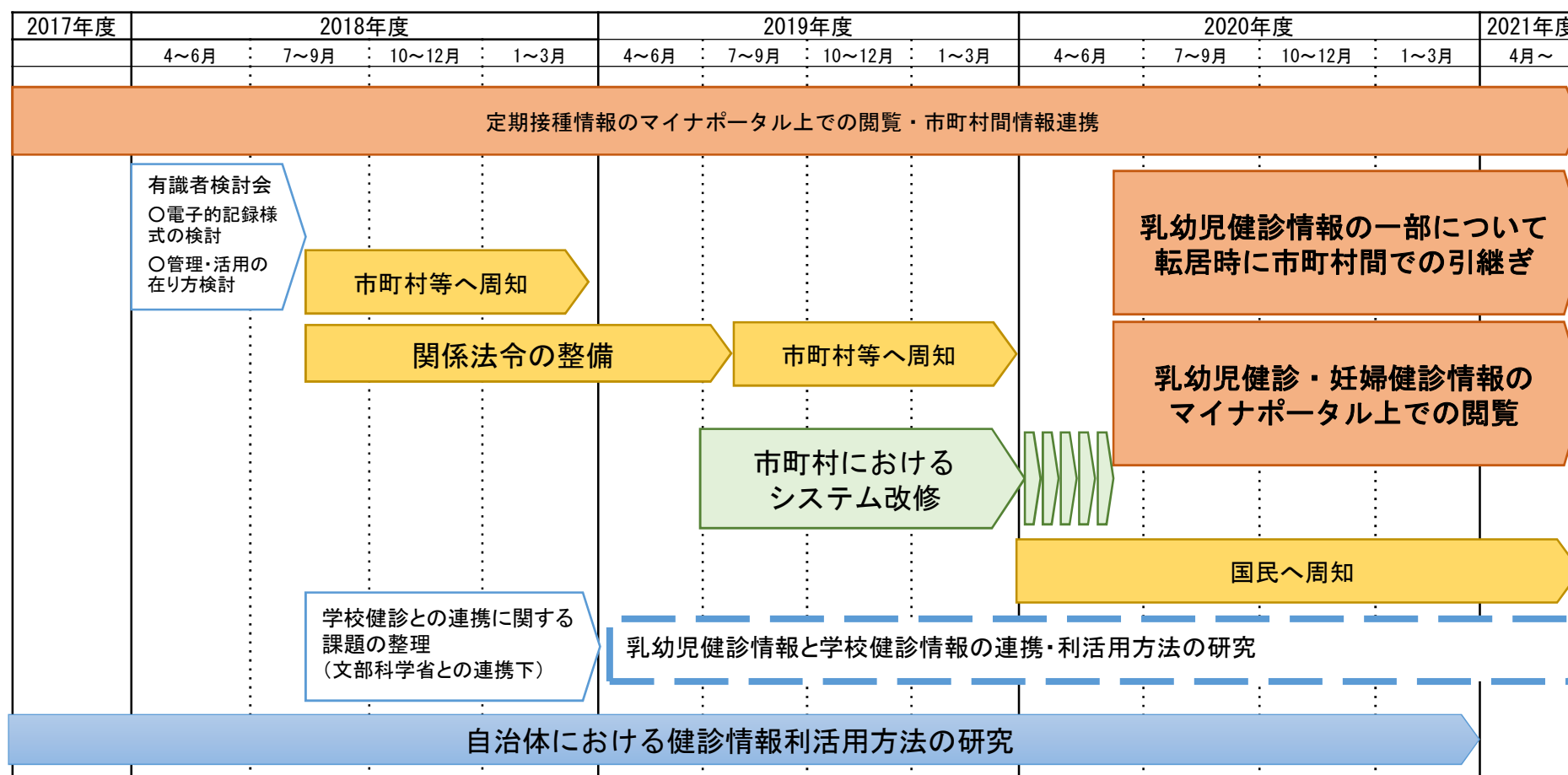
母子保健法による妊産婦又は乳幼若しくは幼児に対する健康診査に関する情報

【情報提供側情報】																
追加	変更	廃止	項番	特定個人情報項目コード	版番号	データ項目					データ型	データ型が文字列型の 場合の構成文字種	データ長		繰り返し返し	データ項目説明
														桁数		
○			37	TK00008600001000	1.0	3～4か月 児健診情報						-	-	-	-	-
○			38	TK00008600001010	1.0	3～4か月 児健診情報						-	-	-	-	-
○			39	TK00008600001020	1.0	3～4か月 児健診受診 日						日付	-	10	固定	健診受診日を年月日で入力。 例：2020年1月1日 → 2020-01-01
○			40	TK00008600001030	1.0	3～4か月 児健診受診 年						年	-	4	固定	健診受診年度を西暦で入力。 例：2020年度 → 2020
○			41	TK00008600001040	1.0	3～4か月 児健診受診 時月齢						文字列	半角数字	2	可変	健診受診時の月齢を入力。（ か月）
○			42	TK00008600001050	1.0	3～4か月 児健診受診 時月齢						文字列	全角	20	可変	児の加入する被保険者番号を入力。
○			43	TK00008600001060	1.0	身長（cm）						文字列	半角数字	4	可変	健診時の身長を入力。（cm）小数第一位まで入力 すること。例：50.0
○			44	TK00008600001070	1.0	体重（g）						文字列	半角数字	5	可変	健診時の体重を入力。（g）整数で入力すること。
○			45	TK00008600001080	1.0	胸囲（cm）						文字列	半角数字	4	可変	健診時の胸囲を入力。（cm）小数第一位まで入力 すること。例：40.0
○			46	TK00008600001090	1.0	頭囲（cm）						文字列	半角数字	4	可変	健診時の頭囲を入力。（cm）小数第一位まで入力 すること。例：40.0
○			47	TK00008600001100	1.0	診察所見－ 身体的発育						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			48	TK00008600001110	1.0	診察所見－ 精神発達						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			49	TK00008600001120	1.0	診察所見－ けいれん						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			50	TK00008600001130	1.0	診察所見－ 運動機能						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			51	TK00008600001140	1.0	診察所見－ 神経系・感 覚器系						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			52	TK00008600001150	1.0	診察所見－ 血液系						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			53	TK00008600001160	1.0	診察所見－ 皮膚						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			54	TK00008600001170	1.0	診察所見－ 股関節						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			55	TK00008600001180	1.0	診察所見－ 股関節（開 排制限）						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり
○			56	TK00008600001190	1.0	診察所見－ 斜頸						文字列	半角数字	1	固定	健診時の診察所見を入力。 1：所見なし 2：所見あり

4. 今後のスケジュール

子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス工程表

- 2020年度には妊婦健診・子ども時代に受ける健診・予防接種等の個人の健康情報歴がマイナポータル上で確認できるようになる。
- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになる。



まとめ

- 2020年度の運用開始により
 - ・妊婦健診・子ども時代に受ける健診・予防接種等の個人の健康情報歴がマイナポータル上で確認できるようになる。
 - ・乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになる。
- 上記のデータヘルスの取組を推進することで、自治体の母子保健事業における母子保健情報の利活用の促進も期待。